

第3回モビリティ・データの活用推進に向けた検討会 議事要旨

日時：令和8年6月30日（火）

< 応諾義務とガイドラインの適用範囲について >

- 改正後の地域交通法第28条では特定事業について応諾義務が課される一方、今回のガイドラインは地域公共交通計画の策定の際も対象としている。法令上の応諾義務は特定事業に限定されるが、こうしたフォーマットに沿ったデータのやり取りは地域公共交通計画の策定の場面でも行ってよい、という理解でよいのか。（大場委員）
→ その通りである。法律上の義務の有無に関わらず、幅広くデータを活用して相互に価値を共創いただきたいという考えで本取り組みを進めている。幅広くデータが取り扱われる以上、各事業者の権益を適切に守りつつ価値を共創いただくことが重要であり、広く適用するための指針として本ガイドラインを整備している。（事務局）

< 地域公共交通計画策定を目的としたデータ提供の立て付けの解釈について >

- 地域公共交通計画策定を目的としたデータ提供に関して、自治体側の「データの提供を受けられることを周知してほしい」という趣旨は理解する。しかしながら、ガイドラインの記載によって、地域公共交通計画策定時におけるデータ提供の対象であることと、特定事業に関して応諾義務を課されることが混同され、誤解を招く恐れがあるのではないかと。弊社としては地域公共交通計画の策定に必要なデータの提供について可能な限り協力する考えだが、応諾義務の有無は別途整理されるべき問題である。（大場委員）
→ 法律で義務を課することと、ガイドラインを活用して安心してデータを扱える環境を整備することとは段階が異なるものであり、ガイドラインにおいてはその前提で整理している。（事務局）

< 個人情報保護法第27条第1項第4号の適用について >

- 本ガイドラインは個人情報保護法第27条第1項第4号に基づき検討してきたが、今回成立した地域交通法の改正法を踏まえると、同項第1号だけでデータ提供が可能となり、第4号やガイドラインに依らなくてよいのではないかという指摘があり得る。その指摘に備え、第1号には限界があるため第4号で整理するというスタンスを明確にしておく方がよいのではないかと。（野呂委員）
→ 個人情報保護法を適切に実施することが大前提であり、地域交通法上の扱いに関わらず、個人情報を適切に取り扱うためのガイドラインとして整理している。個人情報保護委員会とも相談の上、第1号には限界があり改正法でもカバーできないデータの形態があることから、第4号の適用が適切であるとの解釈に立ち、第4号の適用を前提にガイドラインを整備してきた。今後もこの積極的解釈を前提として本規定を運用していく。（事務局）

——以上——